

企画競争説明書

業務名称：セネガル国非感染性疾患対策強化プロジェクト

調達管理番号：22a00473

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年2月8日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年2月8日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：セネガル国非感染性疾患対策強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修(または本邦招へい)に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間(予定)：2023年5月 ～ 2028年7月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2023年5月 ～ 2025年4月

第2期：2025年5月 ～ 2028年7月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、そ

れぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第１期】

- １）第１回（契約締結後）：契約金額の２０％を限度とする。
- ２）第２回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の２０％を限度とする。

【第２期】

- １）第１回（契約締結後）：契約金額の１２％を限度とする。
- ２）第２回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の１２％を限度とする。
- ３）第３回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の１２％を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Isato.Maiko@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部 保健第一グループ保健第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 2月 14日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 2月 14日 12時
3	質問への回答	2023年 2月 17日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年 3月 3日 12時
6	プレゼンテーション	2023年 3月 8日 14時30分～
7	評価結果の通知日	2023年 3月 14日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (連絡先：e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口（outm1@jica.go.jp）宛、
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
います。

(2) 質問への回答

上記4.(3) 日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4.(3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4.(3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_
(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。
なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書(本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号)_ (法人名)_ 見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

3) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

3) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35歳～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）は、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「セネガル国非感染性疾患対策強化プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

セネガル（以下、「当国」）では、保健社会活動省（以下、「MSAS」）が策定した「国家保健社会開発計画（PNDSS）2019-2028」において、①保健・社会福祉分野の財政及びガバナンスの強化、②保健・社会福祉のサービス提供の発展、③社会的保護の促進の三つを柱として、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（以下、「UHC」）及び持続可能な開発目標（以下、「SDGs」）ゴール3「すべての人に健康と福祉を」の達成を目指している。

近年では、疾病構造の変化が見られ、心血管疾患、がん、糖尿病等の非感染性疾患（以下、「NCDs」）が増加しており、当国における死因の42%を構成するに至っている。これはサブサハラアフリカ平均の28%よりも高い。また、COVID-19の感染拡大に伴い、糖尿病や高血圧症など基礎疾患のある人が同ウイルスに感染すると重篤化しやすいことが明らかになり、この対策の観点においても NCDs 対策の重要性が見直されている。財政的にも、NCDs は継続的な治療が必要であり、診療関連費用が国民医療費の3割を占めており、今後、患者のみならず社会全体へも医療費負担が大きくなることが予想される。NCDs の早期発見・早期治療が可能な医療サービス提供体制の整備は人々の健康の観点のみならず、医療財政の持続性担保の観点からも喫緊の課題である。現在の当国の NCDs への取り組みの課題として、国内の NCDs の罹患状況や治療状況といった保健医療データの収集と分析の強化、また、保健医療施設における医療従事者の能力強化や医薬品や医療資材の物流の改善といった医療サービス提供の強化が挙げられる。NCDs に対する医療サービス提供体制の整備に取り組むとともに、データで根拠を示すことで、より効果的な NCDs 対策を長期的視点で保健政策に組み込む必要性を背景として、セネガル政府は我が国に対して、これらの強化を目的とした技術協力を要請した。

第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

非感染性疾患対策強化プロジェクト

(2) プロジェクト目的

当国において、NCDs 対策を実施するためのガバナンス強化、NCDs 保健情報のデータ収集・分析の強化、保健医療人材の能力強化、医療人材と保健医療サービス需要側のコミュニケーション強化を行い、継続的で安定的な NCDs 二次予防サービスが提供可能となるようパッケージ化を目指し、NCDs の早期発見・早期治療及び治療のフォローが可能な医療サービス提供体制の構築を図るもの。

(3) 上位目標

高血圧と糖尿病のスクリーニング／診断と治療／フォローアップの標準化パッケージが全国で展開される。

(4) プロジェクト目標

高血圧と糖尿病のスクリーニング／診断と治療／フォローアップの標準化パッケージ及びそのマネジメントシステムが開発される。

(5) 期待される成果

成果1：パイロットサイトにおける患者のスクリーニング、診断、治療、フォローアップの実施に関する医療従事者のパフォーマンスが向上する。

成果2：パイロットサイトにおいて、高血圧と糖尿病の二次予防のモニタリングと評価が改善される。

成果3：患者と医療従事者のコミュニケーションが強化されることにより、高血圧・糖尿病の二次予防の意識が高まる。

成果4：高血圧／糖尿病に関する効果的かつ持続可能な活動のためのガバナンスが強化される。

(6) 活動の概要

【成果1に関わる活動】

1-1 医薬品・医療材料の供給に関するベースライン調査を実施した上で、高血圧／糖尿病のコントロール・予防を強化するための介入ニーズを特定する。

1-2 高血圧／糖尿病のスクリーニング・診断・治療・フォローアップのプログラムを普及させるための医療従事者向け研修プログラムを改訂・更新する。

1-3 高血圧／糖尿病患者への患者教育のプログラムを普及させるための看護師やコミュニティ保健人材を対象とした研修について、研修カリキュラム及び資料の見直し・開発・更新を行う。

1-4 上記1-2、1-3の研修の実施を支援する。

1-5 研修（1-4）の成果のスーパービジョン及び評価を行い、研修プログラムを改善する。

1-6 パイロットサイト／対象医療施設において、スクリーニング/診断、治療/フォローアップ/リファラルの実施状況についてスーパービジョン及び評価を行う。

【成果2に関わる活動】

2-1 指標、データ収集方法、分析方法を含むモニタリングと評価の枠組み（以下、M&E フレームワーク）を開発する。

2-2 データ収集・管理方法を全レベルの医療施設に普及させるため、パイロット州/パイロット保健区の担当者を対象として M&E フレームワークに関する研修を提供する。

2-3 全レベルの医療施設において、データ収集・管理の手順についてスーパービジョン及び評価を実施する。

2-4 州／保健区の医務局長、NCDs フォーカルパーソン、及び同州で活動する開発パートナーが参加し州レベルで実施する四半期毎のレビュー会議にて、M&E フレームワークに従ってデータを分析する。

2-5 M&E フレームワークを評価し、改善する。

【成果3に関わる活動】

3-1 一般集団、リスク集団、高血圧／糖尿病患者、それぞれに対するコミュニケーション／教育戦略を見直す。

3-2 一般集団、リスク集団、高血圧／糖尿病患者、それぞれに対する既存の啓発・コミュニケーション媒体を見直す。

3-3 プライマリケアレベルにおける高血圧／糖尿病予防サービスの現状と、戦略の有効性・妥当性を確認する（3-1）。

3-4 リスク集団への啓発キャンペーン（例：検診キャンペーン）の実施を支援する。

3-5 キャンペーンの効果の評価し、次の計画を策定する。

3-6 コミュニケーション戦略、コミュニケーション媒体を改善する（3-1、3-2）。

【成果 4 に関わる活動】

4-1 NCDs 計画2023-2024と2025-2028において、特に高血圧と糖尿病に関して策定された活動の実施促進のため、フォーカルポイントの業務内容を明確化する。

4-2 NCDs ガバナンスを強化するため、保健社会活動省非感染性疾患課（NCDs 課）スタッフの教育を促進する。

4-3 NCDs 計画2023-2024、2025-2028に基づき、州／保健区のフォーカルポイントを巻き込んだ高血圧／糖尿病に関連する活動を実施する。

4-4 四半期毎の州レビュー会議で NCDs 対策活動の進捗を評価する。

4-5 半年毎の NCDs 課による運営委員会において開発パートナーと共に NCDs 対策活動の進捗を評価する。

4-6 実施結果（4-3）を評価し、COPIL/RAC（Comité de pilotage intégré：日本の保健セクター協力合同調整会議／Revu annuelle conjointe：保健社会活動省年間合同レビュー会議）で共有する。

4-7 高血圧／糖尿病の二次予防パッケージを開発するために、職能団体、開発パートナーや民間組織を参加者に含むワーキンググループを設置する。

4-8 高血圧／糖尿病の二次予防パッケージを開発する。

- 効果的で実現可能なスクリーニング戦略
- 患者のフォローアップの手順
- 研修及びスーパービジョンの効果的なマニュアル
- NCDs のフォーカルパーソンを対象としたプロセス指標を含むマネジメント計画とマニュアル

4-9 パッケージの各コンテンツの効果や実現可能性を、コスト分析も含めて評価する。

4-10 資金調達のための資料作成

4-11 資金調達活動の実施

（7）対象地域

ティエス州（人口約210万人）、ジュールベル州（人口約180万人）の以下の5つの保健区を対象とする。

- ・ティエス州ティエス保健区
- ・ジュールベル州ジュールベル保健区
- ・ジュールベル州ンバケ保健区
- ・ジュールベル州バンベイ保健区
- ・ジュールベル州トゥーバ保健区

(8) 本案件の受益者

直接受益者：保健社会活動省疾病対策局非感染性疾患課、対象地域の州医務局、同州の保健医療人材

最終受益者：対象地域の NCDs 患者、同地域の住民

(9) カウンターパート (C/P) 機関

保健社会活動省疾病対策局非感染性疾患課 (Ministry of Health and Social Action, Division for the Fight against Non-Communicable Diseases)、対象地域の州医務局。

(10) 協力期間

2023年5月～2028年4月 (60か月) を予定 (最初の業務従事者がセネガルに到着した日から5年)

第4条 業務の目的

セネガル「非感染性疾患対策強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D (Record of Discussion) に基づき業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

第5条 業務の範囲

本業務は、当機構が 2022年 12 月 6 日に保健社会活動省と締結した R/D に基づいて実施される「非感染性疾患予防対策プロジェクト」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。併せて、受注者はカウンターパート (C/P) のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。また、受注者は本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がセネガル政府側関係者の能力向上であることに留意し、「第6条 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。受注者は本案件の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、セネガル国側関係者に説明・協議の上、提出する。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 全体方針

セネガルでは、近年になって疾病構造が変化し NCDs が増加している。さらに、COVID-19の感染拡大に伴い、糖尿病や高血圧症など基礎疾患のある人が同ウイルスに感染すると重篤化しやすいことが明らかになったことで、この観点においても NCDs 対策の重要性が見直されている。一方で、NCDs 関連のデータ収集や分析を行う体制が未だ不十分であるため、疾病構造の変化や NCDs 対策強化の必要性は認識されているものの、実態を把握するに至らず、具体的な対策や介入地域・ターゲットを決めたり、モニタリングを行ったりする体制は脆弱である。

本案件の方針は、人々の健康の観点、また、医療財政の持続性担保の観点から、対象地域において持続可能な NCDs の早期発見・診断・治療・啓発のモデルを構築すること（成果4）、このモデルを実践し、その成果をデータで測り分析できる体制を作ることである（成果2）。NCDs の中でも、検査・診断・治療の方法が確立しており、当国のリソースで介入が可能である高血圧と糖尿病に特化した協力を行い、これら疾患に対応する医療サービス提供体制を強化する（成果1）。協力期間内に数値で成果を測れるように二次予防に焦点を当てるが、活動としては、コミュニケーション戦略等の一次予防の強化も重要であり、先方のモチベーションと期待も高い（成果3）。中長期的には、当国がデータに基づいて NCDs 対策を実施し、その結果を保健政策に生かし、さらなる対策の予算確保に繋げる必要があるため、行政側の体制強化、他援助機関との連携推進やセネガル国内のリソースの活用等、NCDs 対策を継続するための基盤作りの支援が本案件に求められている。

(2) 契約期間の分割

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・ 第1期：2023年5月 ～ 2025年4月
- ・ 第2期：2025年5月 ～ 2028年7月

このため、第1期契約期間の終了時点において、第2期契約期間の業務内容の変更の有無等について発注者が指示を行い、契約交渉を経て第2期を契約する。なお、プロジェクト期間は2023年5月から2028年4月までの60か月を予定しているが、最終報告書の提出のため契約終了時期は2028年7月末とする。

(3) 業務の実施体制

プロジェクトの効果的かつ確実な実施のため、本案件においては以下の組織を設置する。受注者は、C/P が会合の開催を調整する支援を行い、会合に参加する。受注者は、事前に JICA 人間開発部及びセネガル事務所に対しプロジェクトの進捗を説明し、JICA との協議の結果をもって会合に臨む。

- (ア) 日本の保健セクター協力合同調整会議（COPIL : Comité de pilotage intégré）

(イ) 合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee)

(ア) に (イ) を統合する方針だが、場合によっては案件ごとに (イ) を単独で実施することもある。PDM 及び PO の改訂時等、活動方針に係る協議と合意をセネガル側と行う際には、Groupe de Travail Elargi (GTE) : 拡大ワーキンググループ等を通じて協議を行った上で、承認は (ア) あるいは (イ) を開催して行う。

(ウ) NCD 対策運営委員会 (他ドナーとの連携) :

現時点で把握している他ドナーの活動は (4) 参照

(4) 現地の教育機関および職能団体との連携

本案件は、NCDs 対策強化のためのガバナンス改善に焦点を当てるものであるが、現地の医療従事者の臨床技術向上に関しては、NCDs の疾病は多岐にわたり、保健省本省が直営で研修を実施していくことには限界がある。そのため、セネガル国内のリソースを活用して臨床技術向上の能力強化を委託することを想定して支援をする。例えば、C/P が有する既存の研修を見直し、外部委託可能な研修システム作りを支援すること (活動1-2、1-3、1-4、1-5)¹、当国の医師会や学会と連携した研修や人材等の既存のリソースの活用が挙げられる。また、NCDs 対策を進める行政官育成も効率的に進める必要があり、C/P である疾病対策局非感染性疾患課から、省庁人材の能力強化として当国の高等教育機関での修学の希望がある。²当案件および長期的視点でのセネガルの NCDs 対策への貢献を目的とした人材育成に繋がるよう、人選や当国内教育機関で教育を受けた人材の活用において助言を行う。

(5) 他援助機関との連携

当国の NCDs 分野では、以下の援助機関等が先行してプロジェクトを実施している。本案件の実施にあたっては、他援助機関と合同で当国における NCDs 対策事業の活動進捗を評価する委員会を C/P が開催することで合意しており (活動4-5)、各事業の効率と持続性の向上に貢献するよう協力を行う。当国における主な援助機関の事業は以下のとおり。

- 世界保健機関 (WHO) は、「WHO の PEN (Package of Essential NCD Interventions、必須非感染性疾患介入策のパッケージ) に従った高血圧、糖尿病サービスの基準とプロトコル」を作成支援する他、新型コロナウイルスと NCDs に関連した啓発教材を MSAS の担当課と協力し作成。患者に対するメッセージを SMS で送付するシステムである M-diabetes を開発。

¹ セネガル側から支援要請を受けている研修は以下のとおり。

- 医師、看護師、看護助手、ソーシャルワーカーを対象とした、高血圧・糖尿病患者の管理に関する短期研修。
- 保健プログラム管理者 (地域、地区管理チーム、循環器科、糖尿病科、内科、受付サービス、中央レベル) を対象とした、高血圧および糖尿病の管理に関する短期研修。
- 病院/保健所の医療従事者を対象とした、高血圧および糖尿病の予防と管理についての短期研修。
- 看護師長、准看護師、助産師を対象とした、高血圧および糖尿病の予防と管理に関する短期研修。

² セネガル側から支援要請を受けている高等教育機関のコースは以下のとおり。

- 疫学、事業計画、モニタリング、評価の能力強化のための修士課程

- Intra health (NGO) は、ノバルティエス財団の支援の下、高血圧対策戦略強化プロジェクト「Cardio4Dakar」(2022-2025)で、ダカール州ダカール県の4つの保健区を対象に、高血圧の治療改善、コミュニティケアの強化、治療薬のアクセスの改善 強化、職場での血圧プログラムを実施。
- PATH (NGO) は、セネガルの大手民間企業の産業医と連携し、血圧対策を実施する他、「Healthy Heart Africa (2021-2022)」プロジェクトで、ダカール州、ティエス州、サンルイ州を対象として保健医療人材強化を実施。
- Amref (NGO) は、「Healthy Heart Africa (2020-実施中)」プロジェクトで、医療機関、コミュニティヘルスワーカーに対する血圧、糖尿病のスクリーニング、ケアの強化を実施する他、「WHO の PEN に従った高血圧、糖尿病サービスの基準とプロトコル」の作成を支援。

(6) 他の JICA 事業との連携

本案件との連携が期待される事業は以下のとおり。

- 開発政策借款「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 支援プログラム (第2フェーズ)」(2022年6月L/A締結)は、保健セクターにおけるガバナンスの強化および貧困層・脆弱層の医療保障強化を支援するものであり、NCDs 対策にかかる戦略の評価や新戦略の策定等を政策アクションとして含んでいることから、本技術協力プロジェクトの後押しとなる見込み。
- 技術協力「保健行政アドバイザー」(実施期間：2021-2023)：本案件のカウンターパートである保健社会活動省の官房付きアドバイザーとして、日本の協力全般に関する助言や実施促進を行っており、保健省レベルにおいて本案件への後押しとすることを見込む。
- 協力準備調査「ティエス州病院拡張計画(無償資金協力)」(実施期間：2022-2024)：本案件の対象地域であるティエス州の州病院において、NCDs を含めた診断・治療体制の強化を目的とした無償資金協力案件の実施に向けた協力準備調査を実施中。
- 技術協力「看護師・助産師の臨床実習の質向上プロジェクト」(実施期間：2022-2025)：本案件と同じティエス州を対象地域に含み、看護師と助産師の養成課程における保健医療施設での臨床実習の実施体制強化を実施中。本案件では NCDs にかかる医療従事者やコミュニティヘルスワーカーの能力強化を目指していることから、人材面での医療サービス提供強化という点での相乗効果を見込む。

(7) 現地リソースの活用

過去に実施した技術協力「保健システムマネジメント強化プロジェクトフェーズ2」(実施期間：2016-2021)では、本案件と同じティエス州を対象地域に含み、保健計画策定や保健医療施設マネジメント、保健情報システム(DHIS2)といった保健行政ガバナンス全般の強化で成果を挙げた。本案件では NCDs にかかるデータの

DHIS2への統合やガバナンスの改善を目指していることから、過去実施案件により育成・整備された人材や機材、その他のローカルリソースを本案件でも活用し、成果の更なる定着を図る。なお、プロジェクト実施体制として、日本人専門家不在時もプロジェクト活動が円滑に行われるよう、現地雇用するスタッフの活用に最大限配慮する。

(8) 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

・ ベースライン・エンドライン調査（医薬品・医療材料の供給状況、ヘルスプロモーション、スクリーニング等に関する調査。プロジェクト指標の入手を含む）³

(9) 供与機材

本案件では、各保健医療施設で NCDs に係る検査・診断等を行うにあたって必要な医療機材（血圧計、血糖測定器等）の調達・供与が想定される。プロジェクト開始後のベースライン調査において、対象施設の機材配置状況、使用状況、医療従事者の技術レベル等を調査の上、「WHO の PEN に従った高血圧、糖尿病サービスの基準とプロトコル」が基準として示す各施設レベルで必要とされる機材のリストに基づいて先方と協議を行い、調達対象機材を決定する。⁴

(10) 研修等の交通費、日当・宿泊等の先方負担

詳細計画策定調査時に、本案件の実施に必要な先方参加者の上記費用について Basic Principles for Technical Cooperation を確認したが、交通費、日当に関しては、セネガル政府の規定である G50 に則り JICA が負担することを合意した。

(11) プロジェクト広報

本プロジェクトの意義、活動内容とその成果がセネガル、日本両国民に正しく理解されるよう、セネガル側と協力して、効果的な広報に努めること。また、JICA が運営管理を行うプロジェクトホームページに掲載するためのプロジェクトニュースの作成（四半期に一度を想定）、ODA 見える化サイトへの掲載材料の提供、「保健

³ ベースライン調査については、成果1の活動1-1にあたる。現地の経験・知見を有するコンサルタント等を活用した有効な調査内容及び進め方についてプロポーザルで提案を求める。エンドライン調査については、成果1の臨床での取り組み成果をプロジェクト開始3年目末までに数値で測る必要があるため、データの収集・分析方法についてプロポーザルで提案を求める。現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。なお、プロポーザル上の提案に際して、現地再委託費は定額計上とする。

⁴ 供与機材の数量と仕様について、プロポーザル上で可能な範囲で具体的な提案を行うこととする。なお、プロポーザル上の提案に際して、供与機材費は定額計上とする。実際の機材の調達にあつては「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」等機材調達に関するガイドラインに沿って実施すること。

だより」掲載記事の執筆、Facebook における発信等、JICA が実施する広報活動に協力を行うこと。

JICA ロゴの使用については「JICA CI（ロゴ）運用マニュアル」に従って使用することとし、それに拠りがたい事情がある場合は、JICA に相談すること。

（12）個人情報保護、適切な情報漏洩防

本プロジェクトでは、患者情報など個人情報を扱うため、個人情報保護、適切な情報漏洩防止 について十分に留意すること。

（13）根拠ある効果の検証

プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

（14）ジェンダー主流化ニーズ調査・分析

プロジェクトの実施に際しては、ベースライン・エンドライン調査等において男女別データの収集・分析を行い、男女別データで疾病・治療状況を把握することや、ヘルスプロモーションの展開においてジェンダーごとの特有のニーズを調査するなど、留意すること。また、コミュニティ等で活動を実施する際は、現地の社会・文化などに合わせ、本人たちが集まりやすい場所や時間、使用言語、ファシリテーター・通訳の性別などを考慮して実施する。また、当国における関連政策、開発課題。他援助機関の事業事例等の情報収集も積極的に行い、ジェンダー主流化ニーズの調査・分析を行うこと。

（15）本邦研修の実施

NCDs 対策をテーマとし、C/P、対象州の州医務局関係者、対象州の医療従事者を対象とした本邦研修を第2期に実施する。なお、本研修には、当国の他にも、疾病構造の変化により NCDs 対策強化の重要性が高まっている仏語圏の複数の国からも参加を受け入れ、10名程度を対象として協力期間中に1回実施する予定。実施業務に関連する経費もあわせて積算すること⁵。なお、本邦研修の受入業務、監理業務は JICA で対応する。

⁵ プロポーザルにおいて、C/Pに 対する本邦研修の実施業務内容（研修対象者の選定支援、研修内容・日程・カリキュラムの作成、講師・面談者・見学実習先等の手配、カリキュラム関連資料の作成、来日前説明、来日カリキュラムの実施、実施報告書の作成）について提案を行うこと。積算にあたっては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」を参照すること。プロポーザル上の提案に際して、本邦研修の実施費用は定額計上とする。

第7条 業務の内容

【全契約期間を通じての業務】

(1) モニタリングシートの作成

約1年ごとにモニタリングシートを C/P とともに作成し JICA 人間開発部及び JICA セネガル事務所に提出する。

(2) COPIL/RAC 及び合同調整委員会 (JCC) での進捗確認

年に1回開催している COPIL/RAC (Comité de pilotage intégré : 日本の保健セクター協力合同調整会議/Revu annuelle conjointe : 保健社会活動省年間合同レビュー会議) で本案件の事業進捗を保健社会活動省関係者及び当国における保健事業関係者と共有する。また、PDM 及び PO の改訂時等、活動方針に係る協議と合意をセネガル側と行う際には、Groupe de Travail Elargi (GTE) : 拡大ワーキンググループ等を通じて協議を行った上で、承認は COPIL/RAC あるいは JCC を開催して行う。この際の協議事項や合意事項はミニッツ (英文、仏文) に取りまとめ、C/P の確認を得る。

(3) 他援助機関及び職能団体を含むワーキンググループの活動

本案件では、高血圧と糖尿病のスクリーニング/診断と治療/フォローアップの標準化パッケージ及びそのマネジメントシステムが開発を目標としており、これには当国で NCDs 関連事業を実施している他援助機関、職能団体、民間組織との連携が重要である。これらの関係組織が合同で NCDs 関連事業の進捗を評価し改善しパッケージ化するために、C/P が主導で定期的に運営委員会を実施できるよう支援する。

(4) 継続的な NCDs 対策のための人材育成システムの構築

長期的に NCDs 対策を実施していくにあたり、省庁レベル、州レベルにおいて政策決定に携わる人材及び医療施設において検査や診断、また、医療従事者に指導を行う医療人材の人材育成は不可欠である。本案件では、第6条(4)、(5)、第7条(3)に関連する職能団体・教育機関・他援助機関との連携を融合的に活用し、人材育成が継続できるシステムを構築できるよう支援する⁶。

【第1期契約期間：2023年5月～2025年4月】

(1) ワーク・プラン (第1期) の作成・協議

本案件に関わる詳細計画策定調査及び関連の調査報告書等を踏まえ、また関係機関からの情報収集を通じて、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン (第1期案)

⁶ 当国の職能団体・教育機関、当国の同分野で事業を展開する他援助機関との連携を活用して、長期的なNCDs対策の継続と発展に耐え得る人材育成システムを構築する方法についてプロポーザルにて提案すること。

(仏語・和文)に取り纏める。発注者の確認後、同プラン(第1期案)をもとに、セネガル側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有の上、合意形成を図る。

(2) 成果に係る業務内容

【成果1に関わる活動】

1-1 医薬品・医療材料の供給に関するベースライン調査を実施した上で、高血圧／糖尿病のコントロール・予防を強化するための介入ニーズを特定する。

1-2 高血圧／糖尿病のスクリーニング・診断・治療・フォローアップのプロトコルを普及させるための医療従事者向け研修プログラムを改訂・更新する。

1-3 高血圧／糖尿病患者への患者教育のプロトコルを普及させるための看護師やコミュニティ保健人材を対象とした研修について、研修カリキュラム及び資料の見直し・開発・更新を行う。

1-4 上記1-2, 1-3の研修の実施を支援する。

1-5 研修(1-4)の成果のスーパービジョン及び評価を行い、研修プログラムを改善する。

1-6 パイロットサイト／対象医療施設において、スクリーニング/診断、治療/フォローアップ/リファラルの実施状況についてスーパービジョン及び評価を行う。

【成果2に関わる活動】

2-1 指標、データ収集方法、分析方法を含むモニタリングと評価の枠組み(以下、M&E フレームワーク)を開発する。

2-2 データ収集・管理方法を全レベルの医療施設に普及させるため、パイロット州/パイロット保健区の担当者を対象として M&E フレームワークに関する研修を提供する。

2-3 全レベルの医療施設において、データ収集・管理の手順についてスーパービジョン及び評価を実施する。

2-4 州/保健区の医務局長、NCDs フォーカルパーソン、及び同州で活動する開発パートナーが参加し州レベルで実施する四半期毎のレビュー会議にて、M&E フレームワークに従ってデータを分析する。

2-5 M&E フレームワークを評価し、改善する。

【成果3に関わる活動】

3-1 一般集団、リスク集団、高血圧／糖尿病患者、それぞれに対するコミュニケーション／教育戦略を見直す。

- 3-2 一般集団、リスク集団、高血圧／糖尿病患者、それぞれに対する既存の啓発・コミュニケーション媒体を見直す。
- 3-3 プライマリケアレベルにおける高血圧／糖尿病予防サービスの現状と、戦略の有効性・妥当性を確認する（3-1）。
- 3-4 リスク集団への啓発キャンペーン（例：検診キャンペーン）の実施を支援する。
- 3-5 キャンペーンの効果进行评估し、次の計画を策定する。
- 3-6 コミュニケーション戦略、コミュニケーション媒体を改善する（3-1、3-2）。

【成果4に関わる活動】

- 4-1 NCDs 計画2023-2024と2025-2028において、特に高血圧と糖尿病に関して策定された活動の実施促進のため、フォーカルポイントの業務内容を明確化する。
- 4-2 NCDs ガバナンスを強化するため、保健社会活動省非感染性疾患課（NCDs 課）スタッフの教育を促進する。
- 4-3 NCDs 計画2023-2024、2025-2028に基づき、州／保健区のフォーカルポイント巻き込んだ高血圧／糖尿病に関連する活動を実施する。
- 4-4 四半期毎の州レビュー会議でNCD対策活動の進捗进行评估する。
- 4-5 半年毎のNCDs 課による運営委員会において開発パートナーと共にNCDs対策活動の進捗进行评估する。
- 4-6 実施結果（4-3）进行评估し、Copil/RAC（Comité de pilotage intégré：日本の保健セクター協力合同調整会議／Revue annuelle conjointe：保健社会活動省年間合同レビュー会議）で共有する。
- 4-7 高血圧／糖尿病の二次予防パッケージを開発するために、職能団体、開発パートナーや民間組織を参加者に含むワーキンググループを設置する。
- 4-8 高血圧／糖尿病の二次予防パッケージを開発する。
 - 効果的で実現可能なスクリーニング戦略
 - 患者のフォローアップの手順
 - 研修及びスーパービジョンの効果的なマニュアル
 - NCDs のフォーカルパーソンを対象としたプロセス指標を含むマネジメント計画とマニュアル
- 4-9 パッケージの各コンテンツの効果や実現可能性を、コスト分析も含めて評価する。
- 4-10 資金調達のための資料作成
- 4-11 資金調達活動の実施

（3）PDM 及び PO の修正及び合意形成

詳細計画策定調査時に作成した PDM 及び P0 に沿った活動を実施すると同時に、その実施過程で PDM 及び P0 の修正を行う必要が生じる場合、JICA、C/P、対象州の州医務局関係者等と協議し合意形成の上、計画の修正を行う。

(4) 指標の決定

成果 1 の指標は、対象地域における高血圧、糖尿病のスクリーニング結果や治療状況等の保健医療情報が必要となるものである。プロジェクト開始時点ではこれらの情報が不十分であるため、開始後 1 年以内を目安に、C/P と共に情報を整理し協議した上で、協力期間を通して参照できる指標を決定する。

セネガルは 2015 年に STEPS 調査⁷を実施しており、また、現在 2023 年の実施に向けて現在ドナーからの協力を募っているところである。STEPS 調査は非感染性疾患とその危険因子に関して国の全体像を把握できる限られた手段であり、STEPS 調査実施状況を踏まえて、指標の決定を行う。

(5) フォーカルポイントの役割の明確化

州医務局には、保健社会活動省が実施する保健事業を州レベルで推進するためのフォーカルポイントが配置されており、NCDs 分野についてもフォーカルポイントが配置されている。このフォーカルポイントの活用が不十分であることが現在の NCDs 対策実践の課題の一つであることから、プロジェクト開始後の早期に、フォーカルポイントの業務を明確化し巻き込みを図ることで、プロジェクト活動の効率的な展開と、長期的なガバナンス強化を目指す（活動 4-1、4-3）⁸。

(6) プロジェクト業務進捗報告書（第 1 期）の作成

第 1 期契約起案の成果進捗・活動状況をとりとまとめ、プロジェクト業務進捗報告書（第 1 期）を作成する。

【第 2 期契約期間：2025 年 5 月～2028 年 7 月】

(1) ワーク・プラン（第 2 期）の作成・協議

業務計画書（第 2 期）に基づき、第 2 期の活動の基本方針、具体的方法等を記述下ワーク・プラン（第 2 期案）（仏語・和文）を作成し、セネガル側関係者と協議、意見交換し、第 2 期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

(2) 成果に係る業務内容

⁷STEPS 調査に関しては、WHO のサイトを参照。<https://www.who.int/teams/noncommunicable-diseases/surveillance/systems-tools/steps>

⁸長期的なガバナンス強化、また、NCDs 対策の成功例をパッケージ化して全国に普及するためにはフォーカルポイントの役割の明確化と活用が重要である。これに関して、効果的な活動の具体的な提案をプロポーザルで求める。

以下の活動を除く全ての活動を第1期から継続して行う。

1-1 医薬品・医療材料の供給に関するベースライン調査を実施した上で、高血圧／糖尿病のコントロール・予防を強化するための介入ニーズを特定する。

1-2 高血圧／糖尿病のスクリーニング・診断・治療・フォローアップのプロトコルを普及させるための医療従事者向け研修プログラムを改訂・更新する。

(3) 本邦研修の実施

NCDs 対策をテーマとし、C/P、対象州の州医務局関係者、対象州の医療従事者を対象とした本邦研修を本業務実施契約に包括して実施する。なお、この研修には、当国の他にも仏語圏から複数の国の参加を受け入れる予定⁹。

(4) プロジェクト事業完了報告の作成

契約全期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト事業完了報告書として取りまとめる。

第8条 ¹⁰報告書等

(1) 報告書等

期	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文：3部
	ワーク・プラン（第1期）	業務開始から約3カ月以内	仏文 和文
	モニタリングシート	業務開始から1年ごと	仏文 和文
	プロジェクト業務進捗報告書	第1期契約終了時	仏文 和文 CD-R：2部
第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文：3部

⁹ プロポーザルでの提案を求める。脚注5を参照。

¹⁰ なお、プロポーザル上の提案に際して、報告書翻訳費は定額計上とする。

ワーク・プラン（第2期）	第2期の業務開始から約3カ月以内	仏文 和文
モニタリングシート	第2期の業務開始から1年ごと	仏文 和文
プロジェクト業務完了報告書	契約終了時 最終化の3か月前にドラフトを提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化する。 報告書の提出期限は契約履行期間の末日とする。	仏文：3部 和文：3部 CD-R：2部

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は電子媒体での提出とする。

報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（C/Pの実施体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 詳細活動計画
- h) 要員計画
- i) 先方実施機関便宜供与負担事項
- j) その他必要事項

イ) モニタリングシート
規定の様式に従って作成。

ウ) プロジェクト業務進捗報告書／完了報告書記載項目 (案)

- a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- b) 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
- d) プロジェクト目標の達成度
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画 (業務進捗報告書のみ)

添付資料

- 1. PDM (最新版、変遷経緯)
- 2. 業務フローチャート
- 3. 詳細活動計画
- 4. 専門家派遣実績 (要員計画) (最新版)
- 5. 研修員受入れ実績
- 6. セミナー・ワークショップ実施実績 (実施した場合)
- 7. 供与機材・携行機材実績 (引渡しリスト含む)
- 8. 合同調整委員会議事録等
- 9. その他活動実績

注) d)、e) 及び⑦の引渡しリストは完了報告書のみに記載

(2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。

- ア) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ) 活動に関する写真
- ウ) 詳細活動計画 (Work Breakdown Structure : WBS 等の活用)
- エ) 業務フローチャート

(3) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接もしくはコンサルタントが C/P を支援して作成する資料 (研修計画書・マニュアル等が想定される) を提出する。各種資料は完成時に JICA 人間開発部及びセネガル事務所に提出するとともに、プロジェクト業務進捗報告書／完了報告書に添付することとする。

なお、仏語の資料については、和文または英文による要旨を添付すること。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。(ただし、上限額を超える提案については、別提案・別見積もりとして下さい) 代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	C/P (保健社会活動省非感染性疾患課) と州医務局 (フォーカルポイント) のガバナンス強化	第7条 業務の内容 【第1期契約期間: 2023年5月~2025年4月】 (5) フォーカルポイントの役割の明確化
2	第6条(4)、(5)、第7条(3)に関連する職能団体・教育機関・他援助機関との連携を融合的に活用する方法	第7条 業務の内容 【全契約期間を通じての業務】 (4) 継続的なNCDs対策のための人材育成システムの構築
3	中長期的なNCDs対策の発展に向けた関係省庁への政策提言や予算確保の支援	第6条 実施方針及び留意事項 (1) 全体方針
4	ベースライン・エンドライン調査	第6条 実施方針及び留意事項 (8) 現地再委託
5	本邦研修	第6条 実施方針及び留意事項 (15) 本邦研修の実施 第7条 業務の内容 【第2期契約期間】 (2) 本邦研修の実施

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：保健医療システム、非感染性疾患対策に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／保健医療システム
- NCDs 対策

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 30.0 人月

（うち本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月0.65人月を含む）

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験

地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／保健医療システム）】

- ① 類似業務経験の分野：保健医療システム（NCDs 対策に関する業務経験があればなお良い）
- ② 対象国及び類似地域：仏語圏アフリカ国及びその他開発途上国地域
- ③ 語学能力：英語（フランス語ができればなお良い）
※フランス語の語学力認定証等を有する場合、英語の認定書のみならずフランス語の認定書も添付すること。
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：NCDs 対策】

- ① 類似業務経験の分野：NCDs 対策に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：仏語圏アフリカ国及びその他開発途上国地域
- ③ 語学能力：英語（フランス語ができればなお良い）
※フランス語の語学力認定証等を有する場合、英語の認定書のみならずフランス語の認定書も添付すること。

【留意事項】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご留意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。（詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html）

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

- 全体：2023年5月～2028年7月
- 第1期：2023年5月～2025年4月
- 第2期：2025年5月～2028年7月

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

- 約 105.00人月（現地：100.00人月、国内5.00人月）
- 本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.5人月を含む

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／保健医療システム（1号）
- ② NCDs 対策（2号）
- ③ ヘルスプロモーション
- ④ 保健情報管理/M&E
- ⑤ 研修管理

3) 渡航回数を目途 全69回

なお、上記回数は目途であり回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ベースライン調査
- エンドライン調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- R/D（2022年12月6日署名、PDM も含む）（仏文及び英文）
- Protocole d'accord sur l'harmonisation des coûts locaux version finale signée.pdf (G50)
- Plan National de Développement Sanitaire et Social (PNDSS) 2019-2028（仏文及び仮英訳）

2) 公開資料

- セネガル国非感染性疾患対策基礎情報収集・確認調査
(<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12346227.pdf>)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（仏語⇄英語）	無
3	執務スペース	無（調整中）※第3章4・(4)定額計上を参照。
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

事務所安全対策マニュアルに基づき、現地業務期間中は安全管理に十分留意し、JICA セネガル事務所の指示に従うこと。地域の治安状況については、JICA セネガル事務所、在セネガル共和国日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。渡航者は携帯電話を所持し、事務所他関係者に電話番号を伝達し、常時連絡が取れるように留意する。

現地業務に先立ち渡航予定の業務従事者を外務省「たびレジ」に登録するとともに、渡航情報（渡航予定の業務従事者の連絡先や行程）を JICA 人間開発部及び JICA セネガル事務所に連絡し、必ずセキュリティクリアランス及び渡航可否を確認した上で渡航を決定する。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する

こと。

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積りにて提出。

【上限額】

479,673,000円（税抜）

なお、定額計上分 67,822,000円（税抜）については上記上限額には含ん

でいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える提案に関する経費
- 7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	供与機材費	第2章、第6条（9） 供与機材	20,000,000円		機材費
2	資料等翻訳費	第2章、第8条 報告書等	1,000,000円		資料等翻訳費
3	執務室借上げ賃料	第3章、業務実施上の条件 （5）対象国の便宜供与	18,000,000円		一般業務費
4	ベースライン・エンドライン調査	第2章、第6条（8） 現地再委託	6,000,000円		再委託費
5	本邦研修（本邦招へい）にかか	直接経費と受入期間の業務人月：	22,822,000円		国内業務費、報酬

	る経費	NCDs 対 策 (2号)、 保健情報管 理/M & E、 研修管理を 想定。 1.5人月の 報酬。			
--	-----	---	--	--	--

なお、執務室については、先方との交渉において先方負担となった場合、契約には含まない。

(5) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考として、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。
東京⇒パリ⇒ダカール（エールフランス航空）

なお、提示している経路（キャリア）以外であっても JICA の安全対策措置に基づいて利用可能となる経路であれば排除するものではありません。

現在、バマコ経由での渡航は禁止（エチオピア航空でアジスアベバからダカールに渡航する経路ではバマコ経由になる）、また、モーリタニア経由（トルコ航空でダカールへ渡航する場合の一部路線がモーリタニア経由になる）は、モーリタニアでの入国を伴うトランジットは禁止、その他の場合も事前連絡が必要です。渡航経路は事前に十分にご確認ください。

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

航空運賃については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定にかかわらず、安全対策上の必要性から、認められるクラスの「普通運賃」を上限として見積ってください。

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/保健医療システム</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	—	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力：NCDs 対策	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法： Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上